

粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例

粕屋町議会委員会条例(昭和62年粕屋町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 議会広報常任委員会 8人以内

ア 議会だよりに関する事項

イ 議会のホームページ及びSNSを活用した情報発信に関する事項

ウ 町民と議会の意見交換に関する事項

エ その他議会の広報広聴に関する事項

第7条第1項を次のように改める。

議員は、第2条第1号及び第2号に規定する常任委員会のいずれか一つの委員とならなければならない。ただし、議長の職にあつては、この限りでない。

附 則

この条例は、令和4年6月3日から施行する。